

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ビ ッ ク カ メ ラ 代 表 者 名 代表取締役社長 宮嶋 宏幸 (コード番号:3048 JASDAQ) 問い合わせ先 常務取締役経理本部長 金澤 正晃 電 話 番 号 0 3 - 3 9 8 7 - 8 7 8 5

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 20 年 5 月 16 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議 いたしましたのでお知らせいたします。

記

- 1. 公募による新株式発行(一般募集)
- (1) 募集株式の数 当社普通株式 163,500株
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式により、平成 20 年 5 月 28 日 (水曜日) から平成 20 年 6 月 2 日 (月曜日) までのいずれかの日 (以下「発行価格等決定日」という。) に決定する。
- (3) 増加する資本金及 び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 募 集 方 法

一般募集とし、日興シティグループ証券株式会社、野村證券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社及び岡三証券株式会社(以下「引受人」という。) に全株式を買取引受けさせる。

なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、発行価格等決定日における 株式会社ジャスダック証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に 先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を 仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。

- (5) 引受人の対価
- 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格 (募集価格)から払込金額(引受人より当社に払い込まれる金額)を差し引い た額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間
- 平成 20 年 6 月 3 日(火曜日)から平成 20 年 6 月 4 日(水曜日)まで。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることもあり、最も繰り上がった場合は、平成 20 年 5 月 29 日(木曜日)から平成 20 年 5 月 30 日(金曜日)までとなる。
- (7) 払 込 期 日 平成20年6月9日(月曜日)
- (8) 申込株数単位 1株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項は、 代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- ご注意: この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

- 2. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)
- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 80,000 株
- (2) 売 出 人 新井 隆二
- (3) 売 出 価 格 未定

なお、公募による新株式発行(一般募集)における発行価格と同一とする。

(4) 売 出 方 法 日興シティグループ証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。

なお、本売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額(引受人より 売出人に支払われる金額とし、一般募集における払込金額と同一とする。)を 差し引いた額の総額とする。

- (5) 申 込 期 間 公募による新株式発行(一般募集)における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成20年6月10日(火曜日)
- (7) 申込株数単位 1株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)
- (1) 壳 出 株 式 数 当社普通株式 上限 36,500 株

売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

(2) 売 出 人 日興シティグループ証券株式会社

本売出しは、公募による新株式発行(一般募集)及び株式売出し(引受人の買取引受による売出し)に伴い、その需要状況を勘案して行われる、日興シティグループ証券株式会社が当社株主である新井隆二(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出しである。なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又は本売出しが全く行われない場合がある。

(3) 売 出 価 格 未定

なお、株式売出し(引受人の買取引受による売出し)における売出価格と同一とする。

(4) 売 出 方 法 日興シティグループ証券株式会社が、公募による新株式発行(一般募集)及び 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)の需要状況を勘案し、貸株人よ り借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。

ただし、公募による新株式発行(一般募集)及び株式売出し(引受人の買取引受による売出し)を中止した場合は、本株式売出しも中止するものとする。

- (5) 申 込 期 間 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成20年6月10日(火曜日)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目 的に作成されたものではありません。

4. 第三者割当による新株式発行

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 36,500株
- (2) 払 込 金 額 公募による新株式発行(一般募集)における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加 び資本準備金の額 限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、そ の端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本 金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び割当株式数 日興シティグループ証券株式会社 36,500 株
- (5) 申 込 期 日 平成 20 年 7 月 1 日 (火曜日) から平成 20 年 7 月 8 日 (火曜日) までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 2 営業日後の日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成20年7月2日(水曜日)から平成20年7月9日(水曜日)までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)に記載の申込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 1株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。
- (9) 上記(5) に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の払込金額の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、36,500 株を上限として、日興シティグループ証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、日興シティグループ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)を行使期限(以下「グリーンシューオプションの行使期限」という。)として付与します。

日興シティグループ証券株式会社は、貸株人より借り入れる株式の返還を目的として、一般募集、 引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日か らグリーンシューオプションの行使期限までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、 上限株式数の範囲内で、株式会社ジャスダック証券取引所又は株式会社東京証券取引所において当社 普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、シンジ ケートカバー取引期間内においても、日興シティグループ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー 取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させ る場合があります。

また、日興シティグループ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社の発行する上場株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた株式を貸株人より借り入れる株式の返還に充当する場合があります。

日興シティグループ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた株式を貸株人より借り入れる株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、日興シティグループ証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、日興シティグループ証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社ジャスダック証券取引所又は株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意: この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現 在 の 発 行 済 株 式 総 数 1,512,402 株 (平成 20 年 5 月 15 日現在)

(2) 公募増資による増加株式数 163,500株
(3) 公募増資後の発行済株式総数 1,675,902株
(4) 第三者割当増資による増加株式数 36,500株
(5) 第三者割当増資後の発行済株式数 1,712,402株

(注) 第三者割当増資による増加株式数は、上記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し日 興シティグループ証券株式会社から申込みがあり、発行された場合の株式数です。

3. 増資の理由 (調達資金の使涂) 等

(1) 調達資金の額及び使途

今回の公募増資及び第三者割当増資による手取概算額上限 14,699,000,000 円については、設備資金として 4,220,662,000 円、新規出店に係る商品仕入等の運転資金として 3,600,000,000 円、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

なお、平成20年5月16日(金)現在における当社グループの設備投資計画は以下のとおりです。

	事業所名	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着工予定 年月	完成予定 年月
	(別往地)		総額	既支払額	刀伍	平月	平月
当社	浜松店 (静岡県浜松市中区)	店舗設備	1,000	-	増資資金	平成 19 年 10 月	平成 20 年 秋頃
	新潟店 (新潟県新潟市中央区)	店舗設備	1, 123	211	増資資金及 び自己資金	平成 19 年 9月	平成 21 年 2月
	本社 (東京都豊島区)	ネット通販 システム	1,850	140	増資資金及 び自己資金	平成 19 年 3月	平成 21 年 3月
	研修施設 (神奈川県足柄下郡箱根町)	研修施設	600	_	増資資金	平成 20 年 12 月	平成 21 年 12 月

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金による今期の業績見通しに変更はありませんが、上記 3. (1)に記載の使途に調達資金を充当することにより、業容拡大、収益力の向上及び財務体質の強化を見込んでおります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への適正な利益還元を最も重要な経営課題の一つとして考えており、財務面での健全性 を維持しつつ、長期にわたり安定した配当を継続していくことを利益配分の基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当につきましては、安定した配当を基本方針とし、さらに、業績動向を勘案して決定するものと

ご注意: この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

考えております。

(3) 内部留保金の使途

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び今後の新規出店等の事業展開のために有効に活用し事業の拡大に努めていく方針であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成17年8月期	平成18年8月期	平成19年8月期
1 株当たり当期純利益(連結)	4,818.06円	9, 310. 57 円	10,772.56円
1 株 当 た り 配 当 額	250 円	1,000 円	1,500円
(1 株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
実績配当性向(連結)	5. 2%	10.7%	13.9%
自己資本当期純利益率(連結)	29.6%	22.4%	17.7%
純資産配当率(連結)	1.5%	2.7%	2.5%

- (注)1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 - 2 実績配当性向は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益(連結)で除した数値です。
 - 3 自己資本当期純利益率は、平成17年8月期については、当該決算期の当期純利益を株主資本(期首の資本の 部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であり、平成18年8月期及び平成19年8月期については、 当該決算期の当期純利益を自己資本(期首自己資本と期末自己資本の平均)で除した数値です。
 - 4 純資産配当率は、平成17年8月期については、当該決算期の年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であり、平成18年8月期及び平成19年8月期については、当該決算期の普通株式に係る1株当たり年間配当金を1株当たり純資産(期首1株当たり純資産と期末1株当たり純資産の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

発行形態	発行日	発行株式数	発行価格	払込金総額
新規公開時公募増資	平成18年8月9日	100,000 株	200,000 円	19,000,000,000円
第三者割当増資(注)	平成 18 年 8 月 28 日	15,000 株	200,000 円	2,850,000,000円

(注) 平成18年8月9日発行の公募増資に伴うグリーンシューオプションの行使によるものです。

ご注意: この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成17年8月期	平成18年8月期	平成19年8月期	平成20年8月期
始値	_	208, 000 円	189,000円	62,500 円
始値			□ 65,300円	
古 店	_	216,000円	191,000 円	90,800円
高値			□ 65,500円	
小 店		100 000 III	111,000円	50, 200 III
安値	_	189,000円	□ 61,600円	59, 300 円
幼	_	190,000円	134,000 円	77, 200 円
終値			□ 63,500円	
光 年		90.40 様	11 70 位	<i>f</i> ±
株価収益率	_	20.40 倍	11. 78 倍	一倍

- (注)1 平成20年8月期の株価等については、平成20年5月15日現在で記載しております。
 - 2 当社株式は、平成18年8月10日から株式会社ジャスダック証券取引所に上場されております。それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。
 - 3 平成 19 年 8 月 31 日を基準日として普通株式 1 株を 2 株とする株式分割を実施しております。 \Box 印は、株式分割による権利落後の株価であります。
 - 4 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株あたり当期純利益(連結)で除して算出しております。なお、平成19年8月期の株価収益率につきましては、平成19年8月31日を基準日とする株式分割による権利落後の決算期末の株価(終値)と平成19年8月期の1株当たり当期純利益(連結)を2で除して得た数値を使用して算出しております(平成19年8月31日を基準日として普通株式1株を2株とする株式分割を実施しているため)。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人である新井隆二は、日興シティグループ証券株式会社(主幹事会社)に対して、一般募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約の締結日から180日間(以下「ロックアップ期間」という。)は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式を売却しない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対して、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目 的に作成されたものではありません。